

# 和泉短期大学独自の認定資格 「こども支援ソーシャルワーカー」

## 1. 「こども支援ソーシャルワーカー」資格とは

「子どもの権利を護ることができる保育者への学び」を修めた人が取得できる、児童福祉学科を有する本学独自の資格です。児童福祉学科で所定科目の単位を取得し、所定の学びと体験を終えた人が取得できます。

## 2. 国の認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の創設

2022年度の改正児童福祉法において、国の新たな認定資格として「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されることが決定しました。資格が創設される背景には、増加する虐待を予防、あるいは早期発見するために、子どもやその保護者に対して相談支援を専門的に行い「子どもの権利」を護る必要が生じていることがあります。その中で、保育所等にもソーシャルワーク（相談援助）の機能が求められていきます。

## 3. 資格を取得する意義

国の認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の受験資格を得るためには、保育所や乳児院、児童養護施設等で働き始めてから最低でも4年かかります。しかし、不適切な養育を受けている子どもや、困りごとを抱えている保護者への適切な対応について、保育所等にも求められてきました。そして乳児院・児童養護施設等においても、ソーシャルワークの視点は必須です。それらの重要性が、今後一層明確化されます。

そのため、履歴書に「こども支援ソーシャルワーカー資格取得」と示すことで、ソーシャルワーク（相談援助）に関する専門的な学びを行ってきたとアピールできることは、今後のあなたのキャリアに重要です。

## 4. 資格取得に必要な単位・学び（体験活動）

下記の単位を取得し、実習先とは別の、大学指定の福祉現場で2日間の体験を終えること。

目的	科目名・内容	学年	授業形態	単位数等
社会課題の存在と解決のためにSWを学ぶ必要性があることを理解する	社会福祉	1年前期	講義	2単位
	社会的養護の原理	1年前期	講義	2単位
子育ての実態と支援からSWを学ぶ	子ども家庭福祉	1年後期	講義	1単位
こども支援SWとウェルビーイングを学ぶ	こども支援ソーシャルワーク	1年後期	集中講座 (12月)	2日間6コマ 1単位
実習後に2日間、福祉現場で体験し、福祉の幅広さと奥深さを学ぶ（原則1年次後期3月）	福祉現場体験 (実習施設とは別施設)	1年後期	体験活動	2日間

SW が子どもの権利を護ることにつながることを深く学ぶ	教育・保育相談の理論と方法	2年	演習	1単位
	教育政策と社会（児童の権利）	2年後期	講義	2単位

## 5. こども支援ソーシャルワーク（集中講座）

2026年12月15日（火）1限～3限

2026年12月16日（水）1限～3限 / 3限終了後～15:50まで科目レポート試験

### 【科目名】

- ① こども支援とソーシャルワーク
- ② こども支援とウェルビーイング
- ③ こども支援ソーシャルワークとウェルビーイング「身体」
- ④ こども支援ソーシャルワークとウェルビーイング「心」
- ⑤ こども支援ソーシャルワークとウェルビーイング「社会」
- ⑥ 〈まとめ〉振り返りと共有

## 6. その他

本資格取得に必須の選択科目「こども支援ソーシャルワーク」の履修登録は、他の科目とは異なり9月の後期オリエンテーション時に行います。本資格の取得を希望する場合、忘れずに履修登録をしてください。

「福祉現場体験」は単位認定科目ではないため、申請等の詳細については、別途説明の機会を設けます。